

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和7年度の保険料等について ～

■ 6月に保険料額をお知らせします ■

令和7年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たり保険料】 52,953円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和6年中の所得—最大43万円) ×11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限額は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆ 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)
ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。
「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は住民生活課保険年金係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

お問い合わせ先

鶴居村住民生活課保険年金係

【住所】〒085-1203

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

鶴居村役場

【電話】0154-64-2113

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入する皆様には、マイナ保険証の有無に関わらず、**申請なしで、令和8年7月末まで使用できる「資格確認書」をお届けします。**
(令和7年8月から使用できる資格確認書は、7月中にお届けする予定です。)
マイナ保険証での受付が難しい方でも、「**資格確認書**」で医療を受けられますので、**ご安心ください。**

**マイナンバーカードを健康保険証として使用すると、
さまざまなメリットがあります。**

特定疾病の適用(※1)
や高額療養費制度の適用
が受けられるようになります！



医療機関で
より適切な医療が
受けられるようになります！(※1)

タイムラグなく
最新の資格情報で
医療機関が
受診できます！

(※1) 特定疾病情報、薬剤情報及び特定健診情報等、個人情報の提供に同意が必要です。

急病のとき、マイナ保険証が役立っています！

ご自身で説明することが難しい状態でも、救急隊が通院やお薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送に繋がります。

(例) 自宅で夫が倒れたが、いつも飲んでいる薬がわからない(90代女性)
外出先の事故でお薬手帳を持っておらず、薬の情報がわからない(50代男性)

★マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です！

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。
→PCやスマホからの申請、まちなかの証明写真機からの申請等から申請できます。
- ②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。(※2)
→医療機関・薬局の受付(カードリーダー)やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。
(※2) 利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます。



マイナポータルアプリの
ダウンロードはこちらの
QRコードから可能です

お問い合わせ先

鶴居村役場住民生活課保険年金係

【住所】〒085-1203

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

鶴居村役場

【電話】0154-64-2113

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館内

【電話】011-290-5601